

第 100 回安来市議会定例会 3 月定例会議

総務企画委員長報告

令和 4 年 3 月 23 日

去る 3 月 1 日に開議されました本会議において本委員会に付託されました議案 4 件及び陳情第 2 号については、3 月 8 日に、また、1 月 11 日に開議されました緊急会議において本委員会に付託されました陳情第 1 号については、2 月 21 日及び 3 月 8 日に審査を行いましたので、その結果並びに経過をご報告いたします。

まず、審査結果については、

「議第 23 号 安来市職員の育児休業に関する条例等の一部を改正する条例制定について」

「議第 27 号 安来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」

「議第 28 号 安来市過疎地域持続的発展計画の変更について」

「議第 31 号 指定管理者の指定について」

以上 4 件は、全て全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

「陳情第 1 号 島根原発 2 号機再稼働問題に関する陳情について」

「陳情第 2 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について」

以上 2 件は、いずれも賛成少数で否決すべきものと決しました。

続いて、審査の経過について主なものを申し上げます。

はじめに、「議第 23 号 安来市職員の育児休業に関する条例等の一部を改正する条例制定について」の中で、委員より、「ここでいう非常勤職員というのはどこまでの職員が対象となるのか。また、業務の関係で短期間の雇用となる方についての対応はどうなるのか」との質問に対し、執行部からは、「本市でいうと、非常勤職員は会計年度任用職員に当たる。雇用が 1 年以上で、子どもが 1 歳 6 カ月になるまでの間は満了しない方が対象である。雇用の状況により色々なケースが出てくると思うが、その都度判断していきたい」との答弁でした。

次に、「議第 28 号 安来市過疎地域持続的発展計画の変更について」の中で、委員より「課税免除の対象件数と免除期間は」との質問に対し、執行部からは、「令和 3 年度の実績は家屋の関係で 1 件、償却資産の関係で 4 件である。区域が広がることで対象は増えると想定している。この課税免除は令和 6 年 3 月までの時限立法となっている」との答弁でした。

次に、「議第 31 号 指定管理者の指定について」の中で、委員より「公募と非公募

の考え方について、どういう整理をされているのか」との質問に対し、執行部からは、「公募し競争させることによって、住民サービスの向上が図られるものについては公募を行うが、特殊性や建物等の特性により公募することが適当でないものについては非公募という考えで進めている」との答弁でした。

「議第 27 号」については、内容の確認などがありましたが、特に異論はなく、採決の結果「議第 23 号」「議第 27 号」「議第 28 号」「議第 31 号」の 4 件は全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「陳情第 1 号 島根原発 2 号機再稼働問題に関する陳情について」では、2 月 21 日には、提出者から直接意見を伺い、島根原子力発電対策調査特別委員会との合同委員会協議会を行ったのちに審査を行いました。

そこでは、委員の多数が継続して審議する必要があるという意見であったため、結論は持ち越されました。

再度 3 月 8 日に審査を行った中で、委員より、「この陳情の 5 点の内容は、ごくごく当然の要望だと考えるため、賛成する」といった意見や、「安来市で一番安定的な電力を必要としているのは特殊鋼産業であり、その業界の意見が一番重要と考えている。基本的に再稼働には容認の立場である」といった意見や、「再稼働はやむを得ないと思うが、安全の上にも安全、課題に対する要望など、十分に踏まえて行ってほしい」といった意見や、「執行部に提出された同様の申入書の回答内容や、原発特別委員会で、核のゴミや立地自治体並みの安全協定などの話が何度もあり、特に反対意見はなかったような状況であることから、そろそろ結論を出すべき」といった意見や、「避難計画の周知について、執行部の考えを確認できた。3 月 1 日に市の方針が出されたということは、市議会として遅滞なく判断しなければならない」といった意見がありました。

採決の結果「陳情第 1 号」は、賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

次に、「陳情第 2 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について」では、委員からは、「労働者が生活するうえで最低レベルというのは保障していかなければならない。1500 円というのは国際的にも高い水準だと思うが、国にはこれを目指して頑張ってもらいたい」といった意見や、「コロナ禍で厳しい状況の中、中小企業の多い安来市で最低賃金を 1500 円に上げた場合、経営者が耐えられるのか」といった意見や、「最低賃金を上げることは理想だが、最終的には企業の支払い能力であり、一律的な改正は非常に無理がある」といった意見がありました。

採決の結果「陳情第 2 号」は、賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

以上、総務企画委員長報告といたします。